

運 営 規 程

しんわ福祉サービス松崎

しんわ福祉サービス松崎 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社しんわが開設する「しんわ福祉サービス松崎」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護(以下「訪問介護」という)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

名称 しんわ福祉サービス松崎

所在地 賀茂郡松崎町江奈574-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、利用者からの介護相談、生活相談にあたる。

② サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用申込みに対する調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

③ 訪問介護員等 3名以上

④ 事務職員 1名 必要に応じて配置

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

上記以外は電話等により相談のうえ対応する

(訪問介護の内容及び利用料)

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法的代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助（介護予防訪問介護は除く）

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、実施地域を越えた地点からの実費を徴収する。なお自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 30 キロメートル未満 500 円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 30 キロメートル以上 1,000 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護実施中に、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じた場合、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、松崎町、西伊豆町及び伊豆市（土肥地区）とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制の整備に努める。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年12回

2 職員は業務上、知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上、知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

第10条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社しんわと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第11条 (虐待防止に関する事項)

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果については訪問介護員に周知する、

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定める。

付 則

この運営規程は、平成 19 年 8 月 15 日から施行する。

この運営規程は、平成 22 年 5 月 12 日から施行する。

この運営規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 25 年 8 月 15 日から施行する。

この運営規定は 平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。